

## 福島県立美術館運営協議会委員公募要領

### 1 目 的

福島県立美術館運営協議会（以下「運営協議会」という。）における委員の選考について、その一部を公募方式とすることにより、広く県民の声を福島県立美術館（以下「美術館」という。）の運営に反映し、文化行政の向上に資する。

### 2 募集定員

募集定員は1名とする。

### 3 委員の任期

2年間（令和7年1月1日～令和8年12月31日）

### 4 応募資格

次のいずれにも該当する者。ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除く。

- (1) 福島県内に居住又は通勤していること。
- (2) 令和7年1月1日現在における年齢が18歳以上であること。
- (3) 年に1回程度美術館において平日に開催される会議に出席できること。

### 5 応募方法

次のものを下記連絡先まで持参又は郵送すること。

- (1) 履歴書1通（写真添付）
- (2) 作文（美術館の運営に関する意見や提言について、800字以内）  
※郵送の場合は封筒余白に「運営協議会委員公募」と朱書きすること。

### 6 広報及び募集期間

#### (1) 広 報

次の方法により周知を図るものとする。

ア 福島県教育委員会及び美術館のホームページに掲載する。

イ 県政記者クラブに資料提供を行う。

#### (2) 募集期間

令和6年10月10日（木）～11月6日（水）（必着とする）

### 7 公募委員の選考

#### (1) 選考方法

提出された履歴書及び作文並びに面接により、次に掲げる職員で構成する公募委員選考委員会において選考する。

ア 社会教育課長

イ 美術館職員（館長、副館長心得、事務長）

#### (2) 選考委員の変更

前項に掲げる職員が出席できない場合は、当該職員が指名する職員をもって委員とする。

#### (3) 選考日程

ア 一次選考（履歴書・作文） 令和6年11月 7日（木）

イ 二次選考（面接） 令和6年11月21日（木）

※二次選考は一次選考の結果に基づき、美術館において実施する。

### 8 運営協議会委員の決定

選考委員会において候補者を選定し、12月定例教育委員会において決定する。

### 9 選考結果通知

(1) 一次選考の結果は、決定後速やかに全員に通知する。

(2) 二次選考の結果は、教育委員会での決定後速やかに、二次選考対象者全員に通知する。

### 10 連絡先・問い合わせ先

〒960-8003 福島市森合字西養山1 福島県立美術館総務課

電話 024(531)5511 F A X 024(531)0447

附 則 この要領は、令和6年8月22日から施行する。